## 一から学ぶ国際会計基準

住友生命 角 英幸

【司会】それでは、時間となりましたので、午後のセッションを始めさせていただきたいと思います。午後最初のセッションは、「一から学ぶ国際会計基準」と題しまして、住友生命の角さんからお話を頂きます。それでは、角さん、よろしくお願いいたします。

【角】 紹介にあずかりました角です。よろしくお願いします。

## 日本アクチュアリー会年次大会

# 一から学ぶ国際会計基準

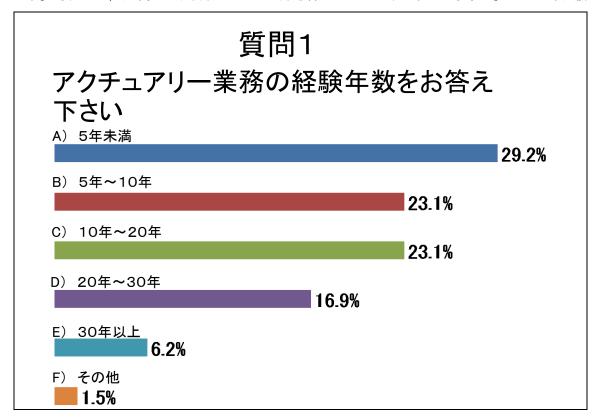
# 2015年11月11日 角 英幸 (住友生命保険相互会社)

今日は、「一から学ぶ国際会計基準」ということで、話をさせていただきます。毎回申し上げているのですけれども、「一から学ぶ国際会計基準」ですので、二から学ぶようなことはしません。一からやりたいと思います。これをきっかけに「ああ、少しわかった気になったな」ということであれば、このあと続けて、さらにご自身で勉強、学習をしていただきたいと思います。

あらかじめお断りをしておきますけれども、昨年度と同じ中身です。もしも去年、これを聞いた方がおられましたら、同じ内容だと思われるかもしれませんが、それはご容赦いただきたいと思います。

このセッションでは、双方向ツールというものを使うことになっていますので、最初にその練習からやりたいと思います。お手元に双方向ツールのある方は、それを押してほしいと思います。よろしいでしょうか。最初の質問は、今日、ここに来られている方のアクチュアリー業務の経験年数をお答えいただきたいと思います。どれぐらいアクチュアリー業務をやられているのかということで、試験に通られてから何年など、そのような固いことを言っているわけではなくて、例えば、会社に入られてから、この業界に入られてから、どれぐらいアクチュアリー業務をやっておられるかということで、軽い気持ちでお答えいただければと思い

ます。それでは、お手元にある方はボタンの方を押していただけますでしょうか。よろしくお願いします。



よろしいでしょうか。これを見ますと、「5年未満」という方が3割ぐらい、「5年から10年」という方が2割少し、「10年から20年」という方が、さらに2割少しというような感じで、「それ以上」の方もいらっしゃると、このようなことが出るわけです。比較的、やはり若い、あるいは経験の年数が短い方が多いということですね。

もう1ついきたいと思います。 2つめの質問です。今日、ここにいらっしゃっている方で、どのような業務をされているかということをお訊きしたいと思います。いろいろなことに携わっておられると思うので、少し雑なのですけれども、いくつかにグルーピングをしてみました。 A) 「商品開発・プライシングなど」、B) 「決算・責任準備金の評価・E V・収益管理など」、C) 「企業年金や公的年金など」、D) 「リスク管理・保険計理人など」、E) 「資産運用など」、最後に、F) 「経営戦略・I R・国際業務その他」、このように分けてみましたので、ぴったりというわけにいかないかもしれませんけれども、ここに近いというところを押していただきたいと思います。では、お願いします。

# 質問2 現在携わっている業務をお答え下さい A) 商品開発・プライシングなど

38.5%

B) 決算・責任準備金評価・EV・収益管理など

30.8%

C) 企業年金·公的年金など

5.1%

D) リスク管理・保険計理人など

10.3%

E)資産運用など

5.1%

F) 経営戦略・IR・国際業務その他

10.3%

そろそろよろしいでしょうか。「商品開発やプライシング」が4割弱、「決算など」が3割、それから、「リ スク管理」が1割、「経営戦略など」が1割という感じです。ここに来られている、このような方々を対象に、 では始めたいと思います。

今日、お話しさせていただきますことは、大きく2つに分かれています。1つめは、国際会計基準そのも のの話と、それが日本にどのように導入されようとしているのか、あるいはそうではないのかというような 話です。2つめは、保険会社の経営というものに、その国際会計基準が影響を与えるというように思われる わけですけれども、そのあたりの話をしたいと思います。

Page 2 目次

- 1. 国際会計基準の概要と日本への導入
- 2. 保険会社の経営に影響を与える国際 会計基準

(1)国際会計基準(IFRS)とは?

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 4

## 国際会計基準(IFRS)とは?

- ◆IFRS (International Financial Reporting Standard)
  - □IASB(国際会計基準審議会)が公表する国際的な会計基準の総称
  - □一般的に、国際会計基準または国際財務報告基準と訳される
  - □基準と解釈指針から構成される
    - \*国際会計基準は、設定時期によりIASとIFRSに分かれる
    - •2000年までは、IASBの前身である国際会計基準委員会(IASC) が会計基準を設定しており、その会計基準はIASと呼ばれる
    - •2001年以降は、IASBが会計基準を設定しており、その会計基準はIFRSと呼ばれる

まず、1つめの国際会計基準そのものの話から始めます。「国際会計基準(IFRS)とは?」と書いています。国際会計基準というものは、このように、International Financial Reporting Standards(インターナショナル・ファイナンシャル・レポーティング・スタンダード)というものの頭文字を取ったものであります。IFRSとは、国際会計基準審議会、頭文字をとってIASBと略しますが、ここが公表する国際的な会計基準の集まりのことです。ふだんは、「アイ・エフ・アール・エス」とそのまま読む人もいらっしゃいますし、これを「イファース」というように読まれる方もいらっしゃるかと思います。この国際的な会計基準の総称なのですけれども、日本語訳は、「国際会計基準」あるいはIFRSを順番に訳して「国際財務報告基準」といっています。基準というものと解釈指針というものがありまして、これらをまとめてIFRSと呼んでいます。

なお、若干細かいことですが、後で、どのようなものがあるかということをお見せしますけれども、その中に、「IAS何号」と呼ばれるものと、「IFRS何号」と呼ばれるものがあります。どう違うかというと、2000年までは、先ほど言いました国際会計基準審議会(IASB)は、その前身であります国際会計基準委員会(IASC)という組織でありました。IASCが作っていた時代のものは、「IAS何号」といっています。IASCは、基本的には会計士の方の集まりで、会計士の方が、グローバルな会計基準を作りましょうということでやっておられたわけです。ところが、もっと、これを世界中で使われるようにするためには、会計士だけで作っているのではなくて、実際にレポートを利用者する投資家の方、いろいろな資本市場を監督されている方、それから、実際にレポートを作成している企業の方、そのような人みんなの意見を聞いて作った方が、よりいいものができて普及も進むのではないかということで、IASCというものがIASBに衣替えをしました。それ以降作られているものは「IFRS何号」と、このように呼んでおります。

Page 5

## IFRSを作成するIASBとは?

- ◆IASB(国際会計基準審議会):本部はロンドン、2001年4月設立
  - □設立の目的

高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の 単一のセットの開発

#### □理事会

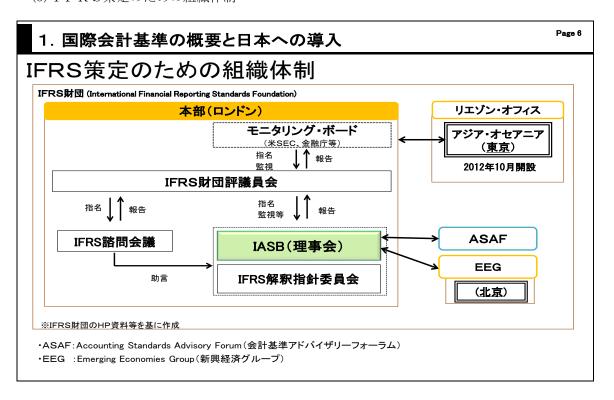
14名の理事で構成(日本からは住友商事出身の鶯地隆継氏が理事として参画)

□主な活動

毎月の理事会で基準書や解釈指針を審議・承認

国際会計基準審議会 (IASB) は、ロンドンに本部があります。2001年に設立されています。その目的は、高品質で、理解可能で、強制力のある国際的な会計基準の単一のセット、これしかないというセットを開発することです。それで、理事会には14名の理事の方がいらっしゃいまして、日本からは鶯地(おうち)さんという方が理事として参加されています。主な活動は、毎月の理事会で、基準書あるいはその解釈指針というものを審議して承認をして、世の中に出していくということであります。

#### (3) IFRS策定のための組織体制



このIASBの組織体制は、今ご説明しました「理事会」が真ん中にあります。それに対しまして、いろいろな形でガバナンス体制が敷かれていまして、IFRS財団の評議委員会というものがあって、ここが、そのIASBの理事を指名したり、いろいろな監視をしている。それからモニタリングボードというものがあって、アメリカのSECであったり、金融庁であったり、そのような監督の立場の人もモニタリングボードとして、いろいろ監視をするというような形のガバナンス体制が、きちんと敷かれています。

また、リエゾンオフィスということで、リエゾンというのは橋渡しという意味らしいのですけれども、アジア・オセアニア支店というようなものが東京にありまして、これは2012年に開設をされていて、このアジア地域にIFRSをきちんと根づかせていくというような活動を担っているということになります。

#### (4) 現在有効な IFRS

#### Page 7 1. 国際会計基準の概要と日本への導入 現在有効なIFRS 【現在有効なIAS】 【現在有効なIFRS】 国際会計基準: IAS 国際財務報告基準:IFRS IAS第1号 財務諸表の表示 IFRS第1号 国際財務報告基準の初度適用 IAS第2号 棚卸資産 キャッシュ・フロー計算書 IFRS第2号 株式報酬 IAS第7号 IAS第8号 会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬 IFRS第3号 企業結合 IAS第10号 後発事象 IFRS第4号 保険契約 IAS第11号 工事契約 IFRS第5号 売却目的で保有する非流動性資産および非継続事業 IAS第12号 法人所得税 IFRS第6号 鉱物資源の探査および評価 IAS第16号 有形固定資産 リース IAS第17号 IFRS第7号 金融商品: 開示 IAS第18号 业益 IFRS第8号 事業セグメント IAS第19号 従業員給付 IFRS第9号 金融商品 IAS第20号 政府補助金の会計処理および政府援助の開示 FRS第10号 連結財務諸表 FRS第11号 共同支配の取決め IAS第21号 外国為替レート変動の影響 IAS第23号 借入費用 IAS第24号 関連当事者についての開示 IFRS第12号 他の企業への関与の開示 IAS第26号 退職給付制度の会計および報告 IFRS第13号 公正価値測定 IAS第27号 個別財務諸表 IAS第28号 関連会社および共同支配企業に対する投資 IFRS第14号 規制繰延勘定 IAS第29号 超インフレ経済下における財務報告 金融商品:表示 IAS第32号 IAS第33号 IAS第34号 1株当たり利益 中間財務報告 IAS第36号 資産の減損 IAS第37号 引当金、偶発負債および偶発資産 IAS第38号 無形資産 IAS第39号 金融商品:認識および測定 IAS第40号 投資不動産 IAS第41号

現在有効なIFRSというものは、このようにたくさんありまして、IAS第1号財務諸表の表示というところから始まりまして、ざっとこのようにあります。これを全部まとめて、さらにこれに解釈指針も含めましてIFRSというように呼んでいるということであります。

今、ご覧いただいた、このIAS第何号やIFRS第何号というものは、世の中に出した後に改定作業をしていくということもあります。少し、世の中が変わってきて合わなくなってきたと思えば、改定作業をしていきます。それから、新たに付け加えるべきものがあれば、さらにこれに付け加えていくということをするわけですね。

#### Page 8 1. 国際会計基準の概要と日本への導入 主なプロジェクトの動向 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年~ 1月~ 保険契約 改訂 ED IFRS? 再審議 5月 11月 収益認識 再ED **IFRS** 再審議 主なプロジェクト 7月 11月 ED ED RD IFRS 金融商品 減損 4月 マクロヘッジ DP 2Q 概念フレームワーク DP 再審議 ED IASB『ワークプラン』等より ※ED(Exposure Draft):公開草案、DP(Discussion Paper)、RD(Review Draft)、 作成 IFRS:最終基準

それで、今進行している、あるいは進んでいた主なプロジェクトというものは、ここに挙げられるようなものです。その中でも、IFRS第4号「保険契約」というものがありまして、2013 年のところに、「改訂ED」というものが書いてあります。EDは Exposure Draft(エクスポージャー・ドラフト)、公開草案という意味ですけれども、2013 年に改訂公開草案というものが出ました。これは、基準を作ってしまう前に世の中に出して、「ドラフトですけれどもどうですか」ということで意見を求めます。一般に意見を求めて、さらにそれを踏まえて最終基準化していくということをします。皆さんから意見を募った後、2014 年から今年にかけて再審議というものをやっています。2016 年ぐらいには、最終化するかというような状況になっていて、これは今、国際会計基準の中でもホットな部分ですね。それ以外に、「収益認識」や「金融商品」、あるいは「マクロヘッジ」や「概念フレームワーク」、このようなものが議論をされているというような状況になっています。

#### (6) I F R S の特徴

次は、「IFRSの主な特徴」というお話をしておきます。主な特徴として4つ挙げておきました。

1つめは、「プリンシプル・ベース(原則主義)」と呼ばれるものです。これに相対する考え方は、「ルール・ベース(細則主義)」という言葉があります。このようなときはこのようにしなさい、このときはこのようにしなさい、ということを、割ときちっきちっと、一つ一つのケースにおいて定められているようなものを、「ルール・ベース」といいます。これに対しまして、「プリンシプル・ベース」というものは、会計処理の原則的方法だけが示されています。数値基準、例えば、「何%以上株を持っていたら子会社とします」というような、そのような数値基準のようなものは定めなくて、あるいは細かい取扱いは定めない。これはなぜかというと、細かく決めればその方がきっちり統一されるのではないかと思うかもしれませんけれども、逆に、細かく定めれば定めるほど抜け道を探す人が出てきて、「何%以上の特定目的会社は開示しないといけない」

Page 9

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

# IFRSの主な特徴

# プリンシプル・ベース (原則主義)

資産・負債アプローチ

詳細な注記開示

比較可能性の重視

原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を 含む詳細な取扱いは設けない

(⇔ルール・ベース(細則主義))

期首と期末の純資産の差額のうち、資本取引を除く部分を「包括利益」として重視するアプローチ (⇔収益・費用アプローチ)

原則主義であるため、どのような会計上の取扱いを採用したのか、それはなぜか、どのように測定したか、等の詳細な情報を開示する

企業間の比較可能性と期間比較可能性の確保を重視し 各事象に対する複数の会計上の取扱いを極力排除する

というと、「それより1%低ければいいのだな」などといって、そのようなものを作って、簿外に汚い資産を 持っていってしまうなど、そのような抜け道、悪用する人が逆に出てきてしまうので、むしろ原則的な取扱 いを定めた方が、統一的に物事が行われるだろうというような考え方です。

それから、2つめは、「資産・負債アプローチ」です。これに相対する考え方は、「収益・費用アプローチ」です。利益をどのように求めるかというときに、収益から費用を引いたものを利益と考えるのではなくて、期首と期末の純資産、資産から負債を引いたものですけれども、これの期首と期末を比べて、どれだけ増えたかというものを利益と考えるものです。もちろん、株式を発行したりして、資本調達したりして、それで純資産が増えたもの、これは利益と呼びませんので、そのような意味で、「資本取引を除く」と書いています。期首と期末の純資産を比べて、その増加部分を利益としましょうというのが基本的な考え方です。これを包括利益と呼んでいます。これは、P/Lよりも、どちらかというと、B/Sを重視する考え方ということもできます。さらに、この方法で利益を見る場合には、資産がいくらあって、負債がいくらあるかというところが重要になってくる、つまり、資産・負債をどのような価値だと思えばいいのか、ある種の時価的な考え方というものも、ここから出てくるわけですね。なので、時価として何を計ればいいかということが重要で、資産も負債も何を時価として見ればよくて、それによって、この会社の当期の利益はどれだけかということが導かれるというものが、原則的な考え方です。

3つめは、「詳細な注記開示」です。これは原則主義からくる面もあるのですけれども、会社がどのような会計上の取扱いをしたのか、なぜそのような取扱いをしたのかということは、注記に丁寧に書きましょうと。 そのことをみんなに開示をして、みんながそれを見て、なるほど、そのようにしているのだな、というようにわかるようにするということが、「詳細な注記開示」という特徴です。

それから4つめは、「比較可能性の重視」です。企業間の比較可能性、あるいは期間の比較可能性というものの確保を重視していますので、複数の取扱い、このような取扱いもこのような取扱いもある、例えば、これは定期的に償却していってもいいし、そうしなくてもいいなどというような、どちらでもいいというよう

(7) I A S B の概念フレームワーク

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 10

## IASBの概念フレームワーク

- ◆ IFRSは個別のテーマごとに会計基準を設定する
- ◆ 基準の開発・改訂にあたって、各会計基準間の整合性の確保が大きな課題

概念フレームワークにより、IFRSの基礎となる考え方を示す

## ロ 現行の概念フレームワークで取り扱う範囲

- ・ 財務報告の目的
- 財務諸表を構成する要素の定義、認識及び測定
- 有用な財務情報の質的特性
- 資本及び資本維持の概念

## □ IASBは、次の理由で、2013年7月にディスカッション・ペーパーを公表

- 現行の概念フレームワークは重要な領域を扱っていない(純損益とその他包括利益(OCI)の区別など)
- 一部の領域でのガイダンスが不明確(資産と負債の定義に関するガイダンス)
- IASBの現在の考え方を反映できていない部分がある(資産及び負債をどのようなときに認識するか)

## □ IASBは、上記議論を踏まえ、2015年5月に公開草案を公表

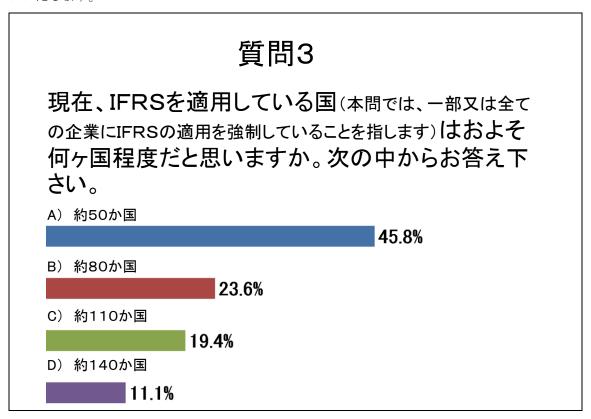
(純損益とその他の包括利益(OCI)の区別、資産と負債の定義、資産・負債をどのようなときに認識するか等を取扱う)

それで、IFRSは、先ほどご覧いただきましたように、たくさんの個別の会計基準の集まりですから、それぞれが、きちんと調和の取れたものになっているかということが重要なことになってきます。そのため、「概念フレームワーク」というものがありまして、各会計基準間の整合性を取るために、例えば、「資産って何ですか? 負債って何ですか?」というような、一番大きな概念を定めているものがあります。それが「概念フレームワーク」と呼ばれています。これは、実際に目にしていただければ、このようなものかとわかると思いますけれども、ここに記載されているような範囲を取り扱っています。

これは、今、少し見直しをされていまして、2015 年5月に公開草案が出ているところです。その中では、先ほど、資産・負債差額の純資産が期首から期末に対してどれだけ増えたか、これを包括利益と呼びましょうということを言いましたけれども、実際にはその中で、「純損益」というものと、「その他の包括利益」というものに分けるということがあります。日本の会計基準でも、例えば、株式を保有していて、その株式が値上がりしたときに、実際に売却してその値上がり益を得たときは、有価証券売却益というようになって、P/Lを通って利益という形で出てきます。一方で、含み益が増えたというときは、例えば、連結財務諸表を見てもらえればわかりますけれども、それもB/Sに載ってきて、その他の包括利益という形で、別のところで、純資産が増えましたねというようにわかるようになっています。そのように、2つに区別する必要があったりするわけです。そのようなところが今の「概念フレームワーク」では取り扱われていませんので、そのようなことも含めまして、今、公開草案を出して議論がされているところです。

それでは、このIFRSを、世界中でどれぐらいの国が適用しているのかということを想像してみていただいて答えていただきたいと思います。ここで、「適用している」というのは、一部またはすべての企業にI

FRSの適用を強制している、使っても使わなくてもいいという国も中にはあるのですけれども、使いなさいと、強制している国が何か国程度かということで、想像してお答えいただきたいと思います。では、お願いいたします。



よろしいでしょうか。このようになりました。「50 か国ぐらい」という方が半数弱ですね。それから、「80 か国ぐらい」という方が 23%、「110 か国ぐらい」という方が 2割弱ですね。このようになったわけですけれども、正解はCになります。 I A S B が出しているガイドブックによりますと、2015 年 4 月現在で、世界 138 の国と地域のうち、114 の国と地域ということになります。適用しているのは、E U の各国、それからカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ロシア、多すぎて全部いえませんけれども、ちょっとメモしてきたものだけでも、イラク、アフガニスタン、ミャンマー、ブラジル、チリ、ノルウェーなど、このような国々なのです。

では、強制適用ではない国というのはどこか。「使いなさい」ではなくて、「使ってよい」といっている国はどのようなところがあるかというと、まず日本です。日本は、IFRSを使ってよいといっています。こういうのを任意適用といいます。日本、インド、スイス、マダガスカル、ニカラグア、このようなところが、使ってよいといっている国です。

それから、国内基準のみ、IFRS自体を資本市場で認めていないという国はどこか。まず、アメリカ合衆国、それから中国、ベトナム、エジプト、ボリビアなどですね。このような国は自国基準を使うというようになっています。意外と、想像しているよりは、実はたくさんの国で強制適用ということになっているということがわかります。

Page 11

## 米国におけるIFRSの導入①

#### IFRSとのコンバージェンス

(2002年頃~ )

◆米国では2002年のFASBとIASBの間で締結された「ノーウォーク合意」 以降、IFRSと米国基準のコンバージェンス作業により、両者のコンバー ジェンスを進めてきた

#### コンバージェンスとは

2つの会計基準(例えば、IFRSと日本基準)の主要な差異を縮小・解消することによって、その同等性を高め共通化すること。2つの基準は並存する。

## IFRSのアドプションに向けた検討

(2008年頃~ )

◆2008年頃からSEC(米証券取引委員会)によりIFRSの導入可否 (アドプション)が検討されてきた

### アドプションとは

自国基準を撤廃し、IFRSを直接、自国基準として導入すること。個別のIFRSを審査して承認プロセスを経た上で導入する方式(欧州など)をエンドースメントという。

それでは、今、IFRSが認められていないと言いましたアメリカの話を、少ししておきたいと思います。アメリカでは、アメリカのGAAP、ギャップという言い方をしますけれども、これが自国基準ですね。それで、アメリカでそのような会計基準を定めているところ、これをFASBといいます。FASBとIASBの間で、合意が2002年に結ばれまして、コンバージェンスを進めていきましょうということになりました。コンバージェンスとは、2つの会計基準、例えばIFRSと日本基準、ここでいうとIFRSと米国基準、この大きな差異を縮めていきましょうということです。ここ、だいぶかけ離れてるね、もっと差異を近寄せましょうかと、幅寄せ作業のようなことを一つ一つしていって、ある意味、同等性を高めていくというような作業をしましょうということです。アメリカの資本市場も大きいですけれども、やはり今グローバル化が進んでいますから、アメリカとしてもIFRSを無視できるわけではなくて、お互いに寄せていきましょうかという話が出ました。それで、その作業をどんどん進めていったのです。そのうちに、1個1個詰めていくことはちょっと大変ですねと、かなり膨大な作業になるということで、いっそのことアメリカもIFRSを導入しようかというような機運が一時期高まったのです。

自国基準として取り入れること、アドプションという言い方をしますけれども、さらに、資料の枠囲みの中に書いていますように、アドプションのうち、個別のIFRSを一つ一つ審査をした上で受け入れることをエンドースメントというような言い方をしますが、これをやりましょうか、どうしましょうかということで機運が高まりました。

Page 12

## 米国におけるIFRSの導入②

## IFRSのアドプションに関する最終報告

(2012年)

◆ 2012年7月にSECスタッフによる最終報告書が公表された

2012年7月のSECスタッフによる最終報告書の概要

・IFRSを米国で<u>そのまま取り込む方法は、多くの米資本市場関係者から支持されていない</u>

◆ スタッフの報告書を踏まえてSECが導入可否を判断することになるが、 現時点では判断の内容や時期は不明

## 主要プロジェクトのコンバージェンスの困難化

(近年)

◆金融商品(分類・測定/減損)、保険契約、リースの各プロジェクトに おいて、最近ではIASBとFASBが別々の取扱いを決定しており、コン バージェンスが難しい状況になっている

ところが、2012年になりまして、そのまま取り込む方法は、多くのアメリカ資本市場関係者から支持されていないということになりまして、アメリカでもIFRSを使おうかといったんぐっと盛り上がった機運が、ちょっと盛り下がってしまったというようなことになっております。それまで、IASBとFASBは、先ほどの「保険契約」や「金融商品」などいろいろなプロジェクトを共同でやりましょうということで、共同で進めていたのですけれども、結局のところ、「金融商品」、「保険契約」、「リース」、このような各プロジェクトで、FASBとIASBは別々の決定を下す状況になっていまして、結局、コンバージェンスがなかなか難しいという状況に陥っているのが現実であります。

#### (9) 日本における I F R S の導入

次に、日本はどうか。日本にも一定規模の資本市場があるわけですけれども、アメリカほど大きいわけでもない。少し、アメリカの動きを横目に見ながらやってきた面がありまして、日本でも、日本の基準を決めているものはASBJというところですけれども、ここが、やはり、IASBと合意を結んでコンバージェンスを始めました。2005年頃からですね。2007年には東京合意というものを結んでいます。それで、コンバージェンスは結構進みました。いくつか、大きな差異が残りました。それで、その間、先ほど言いましたように、アメリカでアドプションの議論が盛り上がったので、日本のASBJでもアドプションを検討しました。その際、2012年をめどに、強制適用するかどうか検討しましょうということで話が進んだのですけれども、結局、アメリカの変化があったので、日本も強制適用にまでは踏み切れませんでした。

Page 13

## 日本におけるIFRSの導入①

## IFRSとのコンバージェンス

(2005年頃~)

◆日本の企業会計基準委員会(ASBJ)は、日本基準とIFRSの差異を解消 すべく、コンバージェンスに向けて、会計基準の改訂に取り組んできた

2007年8月	東京合意(2011年6月までに日本基準とIFRSの差異を解消する、IASBとASBJの間で 締結)
2011年6月	東京合意に掲げたコンバージェンス項目が概ね達成されたことを発表(IASBとASBJ)

## **IFRSのアドプションに向けた検討** (2009年頃~ )

◆日本でも企業会計審議会でIFRSの強制適用(アドプション)が検討され 始めたが、米国の変化等もあり、強制適用の判断については慎重な検討 が行われている

2009年6月	企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」公表 ⇒2012年を目途に強制適用するかどうか判断
2012年7月	企業会計審議会「国際会計基準への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論 点整理)」公表⇒ <u>更に審議の継続が必要</u>

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 14

# 日本におけるIFRSの導入②

◆企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」 (2013年6月公表)

□米国の状況等を踏まえると、IFRSの強制適用については未だ判断すべき状況にない □まずは、IFRSを任意適用する企業の積上げを図ることが重要

#### IFRS任意適用要件の緩和

■任意適用要件のうち「上場していること」「国際的な財務活動・事業活動を行っていること」という要件の撤廃

#### IFRSの適用の方法

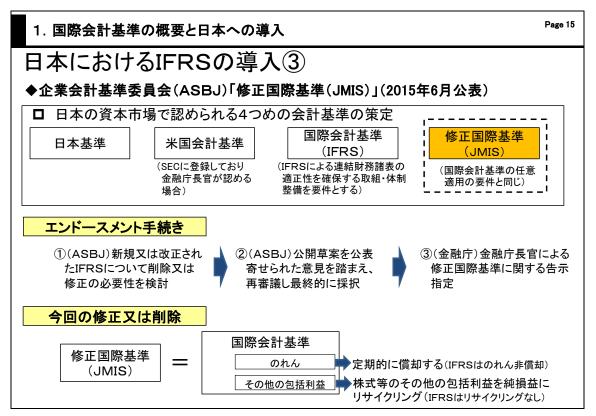
- 日本の「あるべきIFRS」「我が国に適したIFRS」といった観点から、エンドースメントの仕組みを設ける、 すなわち日本版IFRSを導入することが、IFRS任意適用企業数の増加を図る上で有用
- 修正しないIFRSの任意適用は引き続き維持

#### 単体開示の簡素化

■金商法の単体開示においては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異ならない ものについて、会社法の要求水準に統一することを基本とすべき

2013 年に公表された、「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」という、企業 会計審議会が出した文書では、「米国の状況等を踏まえると、IFRSの強制適用については、未だ判断すべ き状況にない」ということとされまして、先送りということになってしまいました。

一方で、「IFRSを任意適用する企業は増やしていきましょう」ということで、IFRSを使っていい企業には、それまでいくつかの任意適用の条件があったのですけれども、この条件を撤廃して、使っていいですというようなことになりました。また、この議論は、なぜ、最後の、IFRSを受け入れるところまでいかないかというと、日本の大きな企業などを中心として、どうしてもIFRSを受け入れられない点がいくつかあるのですね。それを回避するために、エンドースメントの仕組みを設けて、日本版IFRS、つまりほとんどIFRSなのだけれども、いくつかだけIFRSと違う、そのような基準を作ればいいではないかという議論も一方でありました。

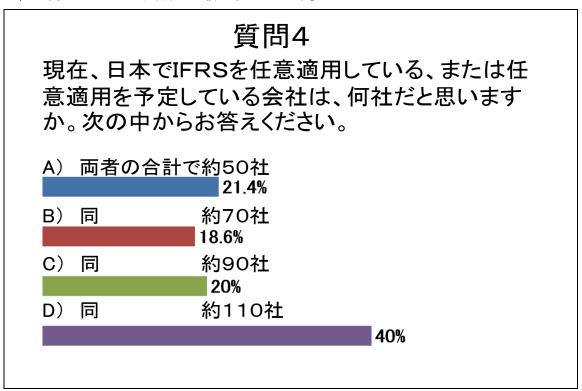


それで、2015年6月ということになりますけれども、日本版 I F R S、一番右に書いてある修正国際基準 (JM I S) というものを設けることにしました。そのため、日本の資本市場で今、認められている会計基準というものは、4つになりました。

まず、1つめは「日本基準」です。次に、「米国会計基準」です。これは、アメリカの証券当局(SEC)に登録しており、金融庁長官が認める場合には、使用することもできます。それから「IFRS」です。これは、結構、先ほどのレポートにありましたように、積極的に任意適用していいですと、どんどんしてくださいということになっています。最後に、「修正国際基準(JMIS)」です。これは、IFRSのうち、いくつか受け入れられない、それはどこかといいますと、一番下に書いてあるのですけれども、のれんの処理と、その他の包括利益のリサイクリングと呼ばれる部分についてはどうしても受け入れがたいので、それ以外を採用したものです。この4つを、今、日本の資本市場では認めています。

現実にはどうかというと、JMISを作ればどうかと言っていた意見の人たちも、今のところ、JIMSを使っているところはないのですね。一方で、IFRSを任意適用している企業というものは、着実に増えてきています。

そこで質問なのですけれども、日本でIFRSを任意適用している、あるいは任意適用を予定しているというように発表している会社は何社ぐらいあるでしょうかということを答えていただきたいと思います。では、お手元にボタンのある方はお願いをいたします。



#### 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

(1)保険会社の経営に影響を与える IFRS

ここまでは「国際会計基準の概要と日本への導入」の話でありました。ここから先は、「保険会社の経営に 影響を与える国際会計基準」について話をしていきたいと思います。

まず、質問です。その保険会社の経営に影響を与える国際会計基準とはどのようなものだろうか。これは、 別に正解というものはないのですけれども、自分はこれが、結構影響が大きいのではないかと思うものを、 1つしか押せませんので1つに絞って、答えていただきたいと思います。

上から、「保険契約」、IFRS第4号です。これは、今、プロジェクトで見直しを進めているところです。 次に、「金融商品」、IFRS第9号です。それから、「従業員給付」、退職給付会計のようなものです。「リース」、「投資不動産」、「それ以外」という選択肢も用意しました。では、ボタンの方をお願いします。

# 質問5

保険会社の経営に影響を与える国際会計基準はどれだと思いますか。次の中からお答え下さい。

A) 保険契約(IFRS第4号および現在審議中のもの)

66.7%

B) 金融商品(IFRS第9号)

20%

C) 従業員給付(IAS第19号)

6.7%

D) リース(IAS第17号)

0%

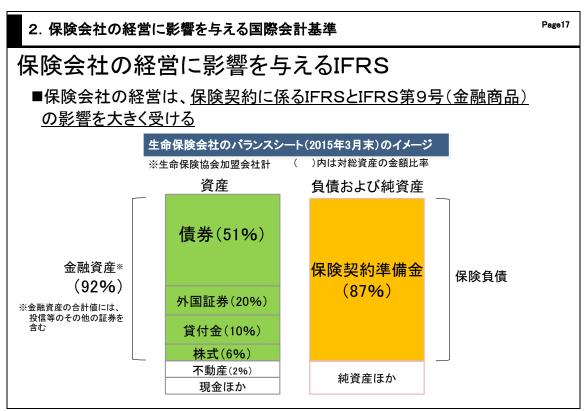
E) 投資不動産(IAS第40号)

0%

F) その他

6.7%

よろしいでしょうか。 3分の 2 ぐらいの方が「保険契約」ということですね。「金融商品」、その他の方もいらっしゃいます。どれが正解というわけではありませんが、今日、お話をしたいなと思うのは、「保険契約」の部分と、「金融商品」の部分を少し、話をしたいと思います。



この図は生命保険会社だけなのですけれども、生命保険会社全体ではこのようなバランスシートのイメージになっていまして、資産側の92%ぐらいが金融資産だし、負債と純資産の87%が保険負債ということでありますので、ここを中心に話をしたいと思います。

#### Page 18 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約) 保険契約に係るIFRSのスケジュール ■IASBは、2013年6月20日に改訂公開草案を公表した。関係者から寄せら れた意見書を受けて、2014年1月から再審議が続けられており、2016年 に基準完成の見込み (H19) [H25] (H26) (H31) 2007年5月 2013年6月 2014年1月~ 2019年1月~ ディスカッションペーパー 改訂公開草案公表 適用開始見込? 公表 再審議 120日間の およそ3年の 準備期間? 意見募集期間 (H22) [H25] [H28] 2010年7月 2013年10月 2016年 意見〆切 保険契約会計基準 公開草案公表 完成見込 ※IASB『保険契約プロジェクトアップデート』より作成

まず、「保険契約」の方からいきます。「保険契約」のIFRSですけれども、このように今のところは流れているのですけれども、実は、保険契約にかかるIFRSの議論というものは、1997年ぐらいからやっています。なので、もうじき 20 年ぐらいになろうかというぐらい古いのですね。それで、途中で、いったん、今あるIFRS4号というものを作りました。作ったのですけれども、そこでの基準はどうなっているかというと、保険負債の評価は、各国で今やっている保険負債評価でよろしいという基準になりました。なので、何も決めていないことと同じような基準なのです。今のところ、一応、形式上は基準があるのですね。なぜ形式上基準があるのかというと、EUがIFRSを導入するというときに、保険の部分について何も基準がないのは大変困るということで、EUにIFRSが採用されたときに無理やり作りました。だけれども、それは、各国の責準でいいですという基準になってしまったので、実質、あまり何も決めていないことと同じです。

今、そのような状態になっているので、さらにその先も話をずんずん進めてきて、いよいよ、グローバルに統一された責準評価やそのようなものをどうするかという議論を詰めてきたわけです。それで最初から通算すると、もう 20 年近くやっている。それぐらい、なかなかまとまらない。なぜなら、今各国でやっている責任準備金の評価は、結構、まちまちだったりするので、統一するということは、結構難しいわけですね。利益概念なども、例えば、長期にわたる生命保険のような場合だと、どこで利益を計上するかということは、やはり、いろいろな考え方があり得るわけで、それを統一しましょうということは、なかなか困難な作業だったわけです。

2007年にディスカッションペーパーというものを出して、その後、2010年に公開草案を出しました。公開草案(ドラフト)を作成して意見を問うたのですね。そうしたら、やはり、多くの意見が来ました。その意見を取り入れて、いろいろ修正することにしました。皆から来た意見を取り入れて修正したのですけれども、最初に世の中に見せた公開草案からすると、かなり変わってしまったのですね。かなり変わってしまったの

で、もう1回意見を聞こうということで、2013年に改訂公開草案を出しました。2013年10月に意見が締め切られて、2014年から、その意見に対しての審議が始まっています。それを2年近く、今やっているのですね。それで来年、2016年には完成させて、そうすると、3年ぐらい準備期間を置いて、2019年には適用開始されるかなぐらいが、今のスケジュール感です。

#### (3) IFRSの保険負債評価の特徴

## Page 19 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約) IFRSの保険負債評価の特徴 **IFRS** わが国の現行制度 保守的に設定した 最新の情報を使用して設定した 計算基礎率 計算基礎率 保険負債の見積り前提 契約時点で固定する 評価日毎に見直す (ロックイン方式) (ロックフリー方式) ビルディング・ブロック・アプロー 保険負債の構成 単一要素で構成 チで構成 重視するもの 保険会社の健全性 保険契約の経済実態

このIFRSで、今議論されています保険負債評価の特徴ですけれども、わが国の現行制度とはかなり違います。わが国現行制度では、まず、保険負債の見積もりの前提としては、標準死亡率であったり標準利率であったりというような、保守的に設定した計算基礎率で計算されますが、一方で、契約時点でその計算基礎率は固定される、いわゆるロック・イン方式ですね。

それに対して、IFRSで今公開されている評価方法は、最新の情報を使用して設定した計算基礎率ということで、評価日ごとに、そのときの見積もりによります。要するに決算期ごとに、毎回見直します。評価日ごとに見直すロック・フリー方式で、保守的な基礎率ではないです。もちろん、甘い基礎率でもなくて、ちょうどいいぐらいの基礎率でありましょう。だからそこに上にも下にもいかないようなぐらいの基礎率を設定するということが原則的な考え方です。

保険負債の構成は、ビルディング・ブロック・アプローチというものを採ります。これは、この後説明します。それで、これは、なぜそのような違いが出ているかというと、わが国の今の責任準備金、これは監督会計でもありますので、どちらかというと保険会社の健全性に軸足が置かれたような基準になっていますけれども、IFRSの方は、「経済実態」。だから、「ここに過度なマージンを隠してしまっても健全だからいいよね」というような評価をせずに、「本当にちょうどいい経済実態はどれぐらいか」というようなことを考えている。これは、投資家が見たり、あるいは、その会社を売ったり買ったりする場合もありますから、そのようなことも念頭に置いています。

#### Page 20 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価 ■ IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上の サービス・マージン(CSM)により保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案 純資産 [現在推計] 契約上の サービス・ ・将来の保険金や保険料等のキャッシュ・フローの現在価値 (評価時点の死亡率、継続率、市場金利等に基づき、毎期見直し) (CSM) ネット・キャッシュ・フロー(支出ー収入)を現在価値に割引 リスク 調整 保険負債 資産 支出キャッシュ・フロー 現在 <u>(保険</u>金等) 推計 現在 収入キャッシュ・フロー 推計 (保険料) ※ 現在推計は、単一シナリオで計算した将来キャッシュ・フローの現在価値でなく、将来キャッシュ・ フローの現在価値の確率加重平均(すなわち期待値)であることに留意ください。

ビルディング・ブロック・アプローチとは、負債を評価するにあたって、ブロックを積み上げるように評価をするということです。左側にまず資産があります。右側に負債を作っていきます。最初に、このように、「現在推計」というものを計算しまして、それから、その上に「リスク調整」というものを乗せまして、「契約上のサービス・マージン」というものを乗せます。少しややこしいですけれども、CSMと書いていますが、コントラクチャル・サービス・マージン、そのまま日本語に訳して、「契約上のサービス・マージン」と呼んでいます。それで、この3つを合わせて保険負債ということにしまして、それを差し引いたものが純資産、このような形にしましょうということになっています。

まず、「現在推計」の説明をします。「現在推計」とは、評価時点における、最もふさわしいと思われる死亡率や継続率や市場金利などに基づきまして、将来の出ていくお金、支出キャッシュフロー、保険金支払いなどですね、このような支出のキャッシュフローをずっと将来展開をして、それから、入ってくるお金、収入キャッシュフロー、保険料などですね、これも将来展開をして、これを現在価値に割り引いたものです。これが現在推計ということですね。計算の方法自体は、別に日本の、今やっている責準の計算と一緒ですけれども、使っている死亡率、あるいは継続率も必ず加味するなど、いろいろなことが違います。

#### 【2014年 年次大会発表時のもの】

あともう1つ注意すべきことがあるのです。「この現在推計は、将来のキャッシュフローを割り引いたものの期待値として計算しなさい」ということになっています。つまり、どのようなことかといいますと、必ずしも「来年、再来年、その次・・の死亡率や、あるいは金利の動きを単一のシナリオとして計算をしろ」ということではないのです。例えば、代表的なものとしては、最低保証のある変額年金などは、そのシナリオによって変わりますね。そうすると、真ん中っぽいシナリオで計算したものと、いろいろなシナリオで計算してそれの確率的な平均をとったものとは、たぶん、違う結果になると思うのでね。そうすると、ここでい

っている現在推計は、いろいろな場合があったときの、その平均です。期待値ですから、真ん中のシナリオ で計算したものとは、必ずしも限らない、ということには注意してほしいと思います。

# 宿題

前頁(20ページ)の現在推計の算出に使用している 支出キャッシュ・フロー、収入キャッシュ・フローだけ でなく、責準の繰入、運用収支を加えて計算すると、 どのような結果になるでしょうか?

> 支出キャッシュ・フロー + 責準繰入 - 収入キャッシュ・フロー - 運用収支

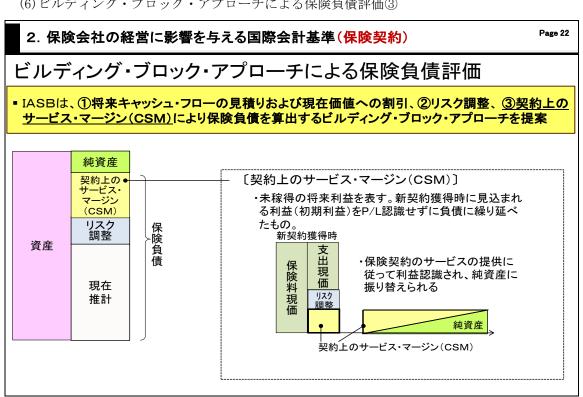
ただし、運用収支は、割引に使った割引率と同じ利回りによるものと仮定してください。

少し外れますけれども、いつもここで、毎年宿題を出しているのです。口頭で言っていたので、わかりにくかったと思うので、ちょっと文字に落としてみました。先ほどのページの右の絵にあるような支出キャッシュフロー、それから収入キャッシュフロー、これはあくまでも、本当に出ていくお金、本当に入ってくるお金だけをやっているので、しかも、入ってくるお金のところには運用利益などは入れないですね。支出として、P/Lの費用ならば責任準備金繰入れというものがあるので、その責任準備金繰入れも入れてみましょうと。それから、入ってくるお金の側に運用収支も入れてみましょうと。そうしたら、これの現在価値は、答えは何になるでしょうかというものが宿題です。答え合わせはしないのですが、考えてほしいと思います。特に若手の方。ただし条件がありまして、運用収支は割引に使った割引率と同じだけの利回りで転がるものと思ってくださいという前提があります。これが宿題です。

#### Page 21 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価 ■ IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上の サービス・マージン(CSM)により保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案 純資産 契約上の サービス・ マージン 〔リスク調整〕 (CSM) • 将来キャッシュ・フローの金額と時期に関する不確実性の対価 リスク 調整 保険負債 • 保険会社自身のリスク回避の程度を反映する方法で、有利な 資産 結果と不利な結果の両方を反映 • 利用可能な技法は限定されていない 現在 推計

さて、次は、「リスク調整」です。「リスク調整」というのは、キャッシュフローは見積もりだから不確実 ですね、その不確実性の度合いを反映して少し現在推計の上に乗せてあげましょうというものです。将来キ ャッシュフローの金額と時期に関する不確実性の対価として、もう少し、上に乗せておきましょうというこ とになっています。

(6) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価③

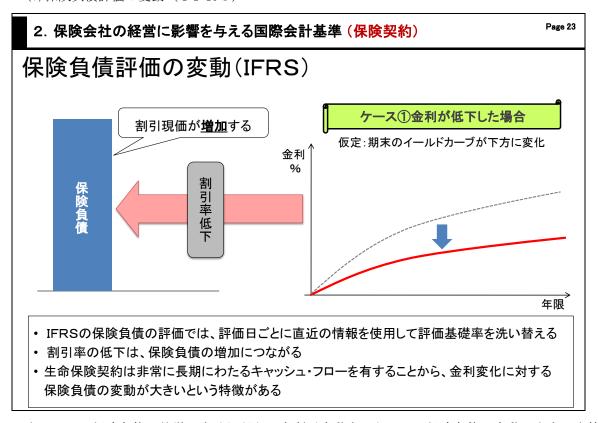


それから、もう1つ、「契約上のサービス・マージン」です。右側に図があります。

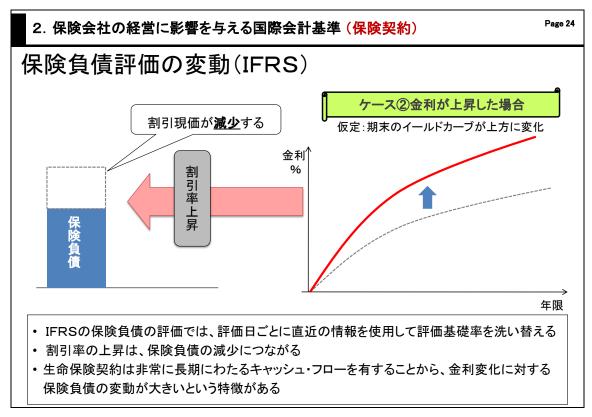
普通のプライシングでは、将来の支出キャッシュフローに一定のリスク調整をしたものを保険料としてもらうわけではなくて、その上に利益のようなものを含めまして、つまりマージンを乗せて保険料を設定していることが多いと思います、そうすると、新契約獲得時では、将来入ってくる保険料現価と支出現価というと、保険料現価の方が大きいですね。それで、一定のリスク調整を乗せても、まだ余りがあるはずです。もうけのようなものですね。マージンがあるはずです。これを、先ほど言いました負債として、契約時点で一旦立てることにしました。

現在推計は保守的に評価しないので、マージンはここに入ってこないのですね。なので、現在推計とリスク調整だけを評価すると、契約獲得した時に、将来、この保険期間、例えば、30年ならば30年、40年ならば40年分の利益が、全部、新契約時にいっぺんにドーンと利益計上されることになるのです。そのような負債評価で、最初はいこうとしていたのですけれども、やはり、さすがに「それはまずいか」「少しやりすぎ」という意見が多くて、これを最初は負債に乗せることにしました。だから、本来であればある種の純利益なのですけれども、これをいったん負債に立てることにしました。これを、「契約上のサービス・マージン」といいます。これは、本当は利益なんですね。保険期間にわたって、最後には利益に変わっていくべきものですので、このように保険期間を通じて、少しずつ利益に振り替えていくことにしました。最初、負債に立てておいて、少しずつ保険期間に従って、純資産の方に振り替えていく。その立ててあるマージンのことをCSM、「契約上のサービス・マージン」といいます。

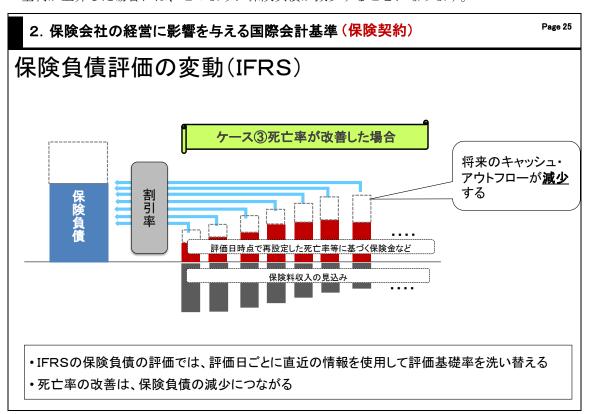
#### (7)保険負債評価の変動(IFRS)



さて、この保険負債の特徴ですけれども、金利が変動すると、この保険負債は変動します。当然だろうと 思うと思われるでしょう。割引率は変化しますから、例えば、このように金利が低下すると、保険負債は増加しますね。だから、金利の影響を受けやすい負債の評価です。もちろん、資産側も金利によって変わるわ けですけれども、負債側も変わる。だから、それは、現行のロック・イン方式とは大きく異なります。



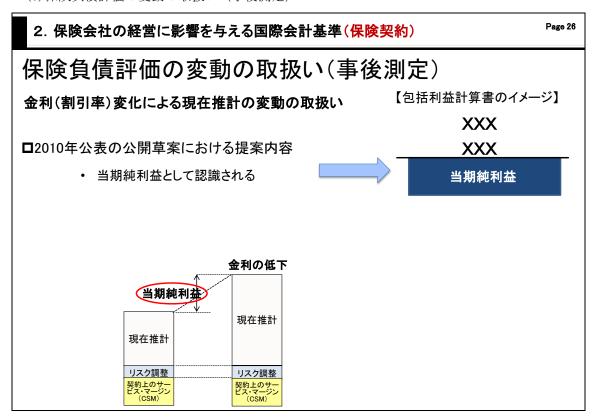
金利が上昇した場合には、このように保険負債が減少することになります。



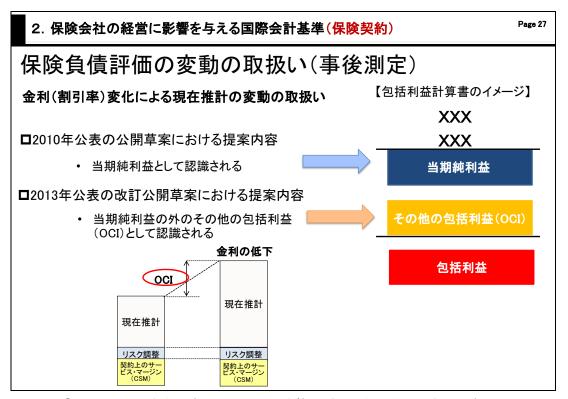
また、死亡率が、例えば改善したとすると、実際の、将来のキャッシュフロー展開に使っている死亡率を変えることになりますので、このように保険負債が減るということになります。将来の支出キャッシュフローが減りまして、若干なりとも死亡が減れば、将来の収入保険料も少し増えるかもしれませんので、支出キ

ャッシュフローが減って収入キャッシュフローが少し増えて、この差額を割り引いたものは減りますねというようなことになるわけです。このように、いろいろな基礎率の影響を受けるということがあります。

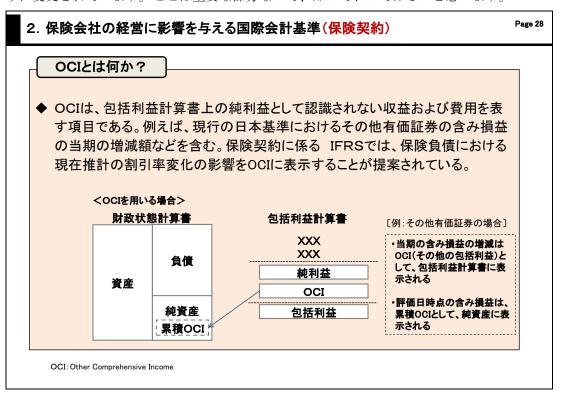
(8)保険負債評価の変動の取扱い(事後測定)



それで、ここが重要なのですけれども。では、その期首に思っていた負債から、期末になって金利が変化しました、あるいは、死亡率が変化しました、そうすると、保険負債評価が変わってしまうわけですね。では、それをどう認識するのかということがありまして、元々2010年のときには、金利が下がったことによって負債が増えたら、その差額、ここには「当期純利益」と書いていますけれども、この場合は、当期純損失ということかもしれませんけれども、金利が下がったらその分は損として見ましょうというように考えていました。

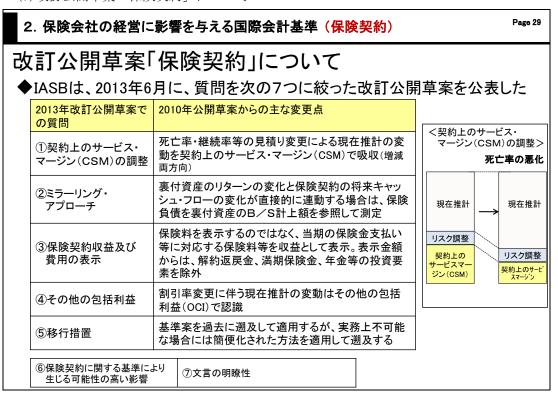


でも、「このように、金利が変動したために決算期ごとに毎回利益が大きく変動するのはたまらない」という意見が世界各国から出まして、今、存在する改訂公開草案では、この当期純利益の場所ではなくて、もう1つ下の「その他の包括利益(OCI)」と呼ばれるここで認識することにしました。負債が変動するのだから、包括利益として変動することは、それはそうでしょう。包括利益は包括利益なのだけれども、純利益ではなく、その他の包括利益といわれる、含みが増えたというような感じで、そこで認識しましょうというように変更されています。ここは重要な部分なので、知っておいてほしいと思います。



先ほどから、「その他の包括利益」というものが出てきていますけれども、ここにまとめておきました。後でお読みいただいたらいいと思います。日本でいえば、例えば、株式含み益の変動などは、連結財務諸表の表示では「その他の包括利益」ということで、今でも使われていると思います。

(9) 改訂公開草案「保険契約」について

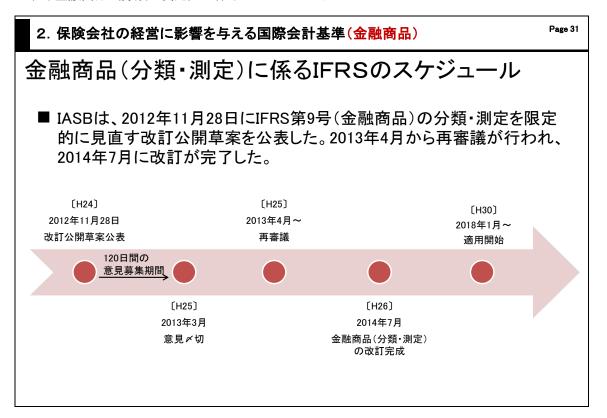


改訂公開草案ではいくつかの質問がありまして、ここに主なものをまとめておきましたが、これは、「一から学ぶ国際会計基準」には少しふさわしくないので、さらなる次のステップということで勉強していただきたいと思います。

#### Page 30 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準 (保険契約) 保険契約に係るIFRSの今後のスケジュール ■ 改訂公開草案を経て、現在、IASBは再審議を続けており、2016年に 基準完成の見込み [H19] (H25) (H26) [H31] 2007年5月 2013年6月 2014年1月~ 2019年1月~ ディスカッションペーパー 改訂公開草案公表 適用開始見込? 再審議 公表 \_120日間の> およそ3年の 意見募集期間 準備期間? (H22) (H25) [H28] 2010年7月 2013年10月 2016年 意見〆切 公開草案公表 保険契約会計基準 完成見込 ※IASB『保険契約プロジェクトアップデート』より作成

先ほども言いましたが、今後、2016 年、来年中にはこの会計基準が完成をして、2019 年ぐらいから適用が 開始されるのではないかと思われていますけれども、再審議も結構難航していますので、どれぐらいにでき あがるかということは、ちょっとわからないです。

(11)金融商品(分類・測定)に係るIFRSのスケジュール



もう1つ、金融商品の方の話をします。金融商品も、最近大きな改定があって、2014年に完成したばかりです。それまでずっと見直し作業をやってきました。IFRS9号というところに金融商品というものがあります。例えば、株式や債券など、そのような金融商品のことを定めています。これは、2018年から、この改定した基準の適用が開始されると決まっています。

(12)金融商品会計(金融資産の分類と測定)①

#### 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(金融商品)

Page32

## 金融商品会計(金融資産の分類と測定)①

金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

#### 【日本基準】

		B/S表示	P/L表示
	満期保有目的	償却原価	利息、売却損益
債券	責任準備金対応	償却原価	利息、売却損益
	その他目的	時価	利息、売却損益、(評価損益はOCI表示)
	売買目的	時価	売買目的有価証券運用損益
	子会社•関連会社	取得原価	配当、売却損益
株式	その他目的	時価	 配当、売却損益、(評価損益はOCI表示)
•	売買目的	時価	売買目的有価証券運用損益

※上記以外に区分によって強制評価減あり

ここでは、「分類と測定」と書いていますけれども、分類をして、それぞれどのようにその価格を表示する かということを決めています。

日本はご存じのように、保険会社の場合ですけれども、例えば債券ならば、満期保有目的、責任準備金対応、その他目的、売買目的、この4つのどれかに入れるということができて、それぞれ、償却原価で測っていたり時価評価をしていたりしますね。株式の方は、子会社・関連会社は取得原価方式ですけれども、その他目的や売買目的は時価です。一方で、その他目的の株ならば、売却損益というものは計上しますけれども、売却しなかった値上がり、値下がりの分というものは、その他の包括利益、OCIというところに表示をされることになっています。売買目的の株式ならば、これは評価益も含めて全部P/Lに出てくるということになりますね。これは日本の場合です。

#### 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(金融商品)

Page 33

# 金融商品会計(金融資産の分類と測定)②

金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

【IFRS】2014年7月改訂の内容を反映したもの

		B/S表示	P/L表示
	償却原価	償却原価	利息、売却損益
債券	公正価値(FVOCI)	時価	利息、売却損益、(評価損益はOCI表示)
	公正価値(FVPL)	時価	利息、売却損益、評価損益
	公正価値(FVOCI)		配当、(評価損益はOCI表示)
株式	公正価値(FVOOI)	H寸 IIII	能当、(計画損益はOOI扱水)
	公正価値(FVPL)	時価	配当、売却損益、評価損益

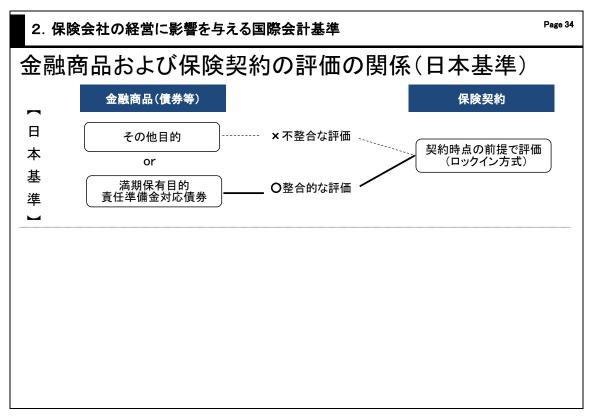
※上記以外に区分によって減損あり

※FVOCIに分類された株式の売却損益の計上は認められていない

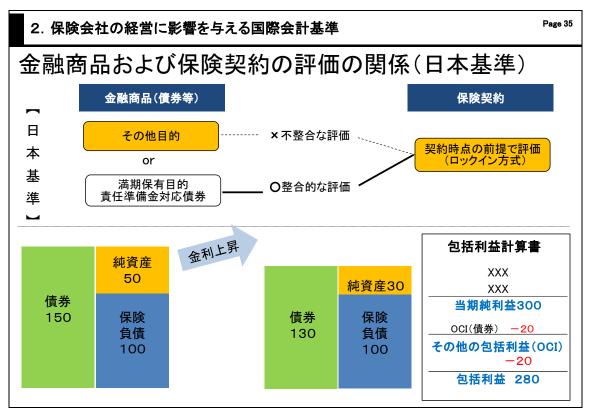
■ 債券で公正価値(FVOCI)が適用される要件 契約上のキャッシュ・フローの特徴テスト:契約上のキャッシュ・フローが、元本及び金利の支払いのみであること ビジネス・モデル・テスト:①契約上のキャッシュ・フローの回収、②売却の両方を目的として保有すること

IFRS、国際会計基準の方では、これは少し違います。債券は、償却原価で評価するというやり方か、公正価値、時価で評価するというやり方か、このどれかに分類します。それぞれごとにですね。それでなおかつ、公正価値で評価する場合も、その評価損益をP/Lに出しますというものと、OCIに入れておきますというものとに分類するということになっています。「FVOCI」と書いて、フェアバリューオーシーアイというのですが、FVの部分が、フェアバリュー、公正価値ですね。それから株式は、FVOCIとFV PLを選べる。このようになっているわけです。

(14)金融商品および保険契約の評価の関係(日本基準)

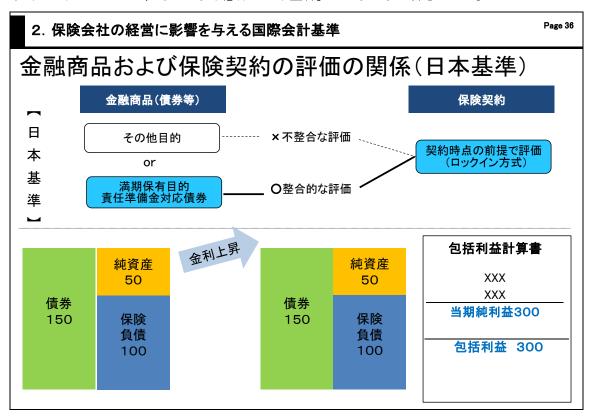


この金融商品の評価と、先ほど来説明しています保険契約の評価とを、マッチさせてみたいと思います。 今の日本基準で、左側は債券だと思ってください。その他目的を選ぶか、満期保有目的あるいは責準対応債券を選ぶかがあり、右側の保険契約はロック・イン方式ですね。

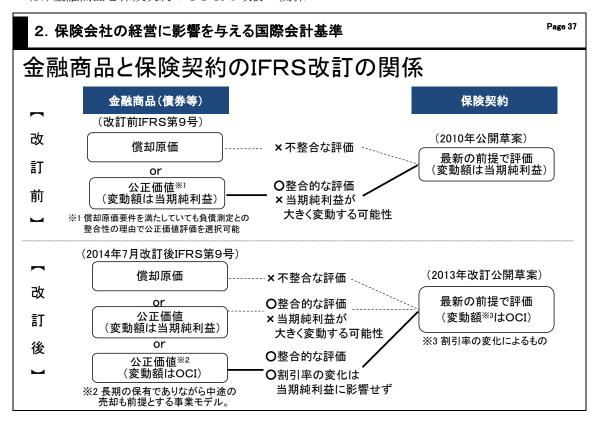


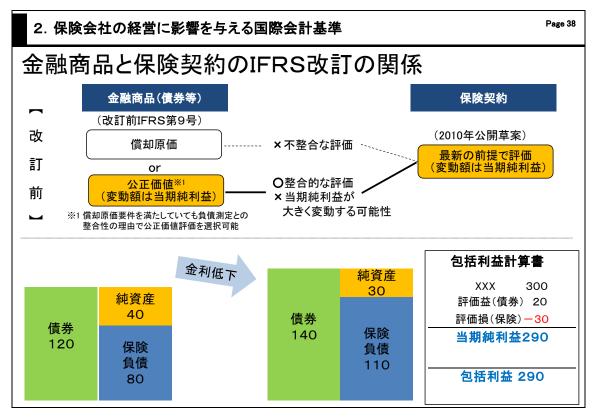
なので、例えばその他目的で債券を持つと、こちらは時価評価されます。反対側の負債はロック・インで

すから、例えば、金利が上昇すると債券の価値が下がって、一方で、負債は、評価が変わらないから、純資産が減るというようなことになりますね。でも、金利が上昇しているのに純資産が減るということは、ちょっと、もしかしたら変な場合があるかもしれませんね。それは、デュレーションがマッチしているか、マッチしていないかにもよりますけれども。金利が上昇して、債券の価値が下がるが、保険負債は変わらない、本当にこれでいいのか、そのような意味で「不整合」というように書きました。

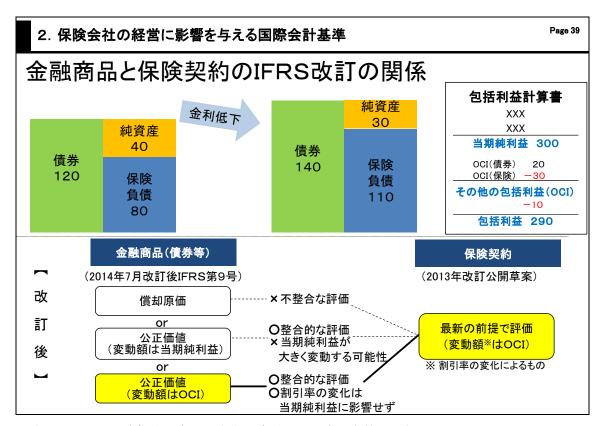


それで、満期保有目的、あるいは責準対応債券で持っていると、これは償却原価方式で、一方、負債はロック・インなので、金利が上がっても、どちらも評価は変わらないということになって、ある意味、整合的といえば整合的。だけれども、何も変わらないということが、それが、本当に実態を表しているのかという意味では疑問も残るところですね。





一方で、IFRSの場合はどうか。改訂前の場合、これは飛ばします。



改訂後では、保険契約の方は、金利が変動した場合の負債の評価はOCIだというようにしていました。今回改訂後の金融商品では、公正価値で評価して、なおかつ金利変動による債券の評価変動をOCIにできるという、このような道が開けたのですね。そうすると、ちょうどいいですね。評価としても整合的だし、どちらももちろん金利が変動すると動くわけですけれども、それは当期純利益には影響しないのです。両方OCIに入ってしまうわけですから。両方がOCIにいくから、どちらも時価評価して変動させているけれども、純利益は変動しない。ちょうどいいというような道が開かれているということが現状だというように理解をしてください。このように金利が低下すると、それぞれ変化をするけれども、純資産も変化するかもしれないけれども、それは、純利益には効いてこなくて、その他の包括利益にいきますというようなことを示しています。

#### (16)生命保険会社への影響と対応

さて、最後ですけれども、生命保険会社の影響というものはどのようなことが考えられるでしょうか、ということで簡単にまとめてみました。

まず、経営管理やリスク管理との親和性があるのではないかということがあります。このように、ある種の経済価値的な評価というものが保険契約負債の評価に入ってきて、なおかつ、今説明しましたような金融商品と、一定の整合性のある評価というものが入ってくれば、皆さんの会社で、ふだん経済価値ベースで行われているようなリスク管理、あるいは経営管理と、その会計基準というものは、親和性があるということになるのではないかと思います。

会計基準の方は、先ほど少し紹介しましたように、CSM(契約上のサービス・マージン)というものが入りましたから、完全に経済価値とはいえないかもしれないけれども、利益評価ではですね。でも、負債評価という意味では経済価値的でありますから、このようなところは整合的になってくるのではないかと思います。

## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

Page 40

# 生命保険会社への影響と対応

## 【経営管理・リスク管理との親和性】

- 評価日ごとに評価基礎率を更新して保険負債(現在推計)を算出
  - ◆経済価値ベースのリスク管理や経営管理と整合的に
  - ◆経済価値ベースのソルベンシー規制と整合的に

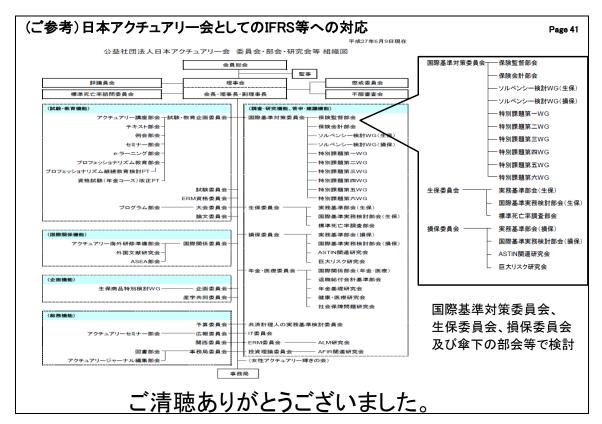
## 【ボラティリティ、実務負荷】

- 資産、負債ともに直近の状況変化に感応して変動することになる
  - ◆純資産のボラティリティが高まる可能性
    - ≻ALMの推進
    - ▶内部留保の充実
  - ◆ 評価日ごとの評価基礎率の更新等の計算負荷、詳細な開示

また、ヨーロッパならば、ソルベンシーⅡということになるかもしれませんけれども、わが国でも検討されている経済価値ベースのソルベンシー規制、このようなものと会計が整合的になってくれるということは、わかりやすい面もあるかもしれないということがいえると思います。

それから、一方で、純資産のボラティリティが高まる可能性があったり、あるいは、決算期ごとに、毎回いろいろ基礎率を変えていったりしないといけません。ボラティリティが高まる可能がありますから、当然、ALMの推進と、資産と負債、それぞれ、どのように変化するのかということの管理がさらに必要でしょうし、内部留保を高めておく必要があるということが出てくるかもしれません。

評価日ごとに計算評価基礎率を更新していくということは、これは計算負荷かかりますけれども、一方で、ここのところをどのように評価していくことがいいかということを考えることは、これはまさにアクチュアリーの仕事だというように考えられますので、アクチュアリーの活躍の場が広がるということもいえるかもしれません。



最後のページは、日本アクチュアリー会として、このIFRSなどに対してどう対応しているかという組織図です。国際基準対策委員会、あるいは生保委員会、損保委員会、このようなところを中心として、これらの検討をさらに進めていく、アクチュアリー会としても検討に参画していきたいと考えているところであります。

ご清聴ありがとうございました。

【司会】 角さん、どうもありがとうございました。ご質問の時間をというように思ったわけですけれども、 残念ながら、ちょうどぴったり1時間のお話でしたので、以上をもちまして、このセッションを終わりにし たいと思います。